

公益財団法人東京都農林水産振興財団 入札情報
【公表】

整理番号	26
契約番号	8農振財契第568号
件名	育苗ベンチの購入
入札方法	電子入札システム「ビジネスチャンス・ナビ」上で実施
納入場所	東京都立川市富士見町3-8-1 公益財団法人 東京都農林水産振興財団 立川庁舎 ビニールハウス
概要	詳細は別紙仕様書のとおり
納入期限	令和9年2月26日(金)
契約方式	希望制指名競争入札
希望申出要件	①又は②のいずれかの要件を満たす者で、本件仕様に対応可能な者 ①東京都における令和7・8年度物品買入れ等競争入札参加有資格者で、いずれかの営業種目に格付けされている者であること(営業種目は問わない) ②当財団又は官公庁等において同様の業務について契約実績を有する者であること。
格付	問わない
仕様説明会	実施しない
開札予定日時	令和8年9月11日(金) 午前10時00分(入札期間は指名通知時に連絡)
希望申出期間	令和8年8月20日(木)午前10時から令和8年8月27日(木)午後4時まで
希望申出方法	電子入札システム「ビジネスチャンス・ナビ」を通じて受け付けます。
希望申出時の提出書類	以下の(1)から(3)までの書類を「ビジネスチャンス・ナビ」上に添付してください。 (1) 希望票〔様式あり〕(必要事項を記入) (2) 会社概要・実績一覧表〔様式あり〕(必要事項を記入) (3) ○希望申出要件①に該当する場合 東京都の「令和7・8年度物品買入れ等競争入札参加資格審査受付票」の写し 及び「令和7・8年度競争入札参加資格審査結果通知書(物品等)」の写し ○希望申出要件②に該当する場合 契約実績を証明するものの写し(契約書・請書の写しなど)
備考	(1) 指名停止等業者については、東京都に準じて取り扱うものとします。 (2) 指名業者の選定については、当財団指名業者選定基準によるものとします。 (3) <u>希望票の提出があっても、必ずしも指名されるとは限りません。</u> (4) 指名通知は、指名した方のみに対して開札予定日の5日前までに行う予定です。 (5) 申込書類に不備がある場合、失格になることがあります。 (6) 関係する会社に該当する場合(親会社と子会社の関係にある場合、親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合、役員の兼任等がある場合)には、同一入札に参加することができません。 (7) 入札結果(落札業者名、落札金額等)については後日公表します。予めご了承ください。
入札に関する問い合わせ先	公益財団法人東京都農林水産振興財団 管理課 契約担当 住所 東京都立川市富士見町3-8-1 電話 042-528-0721
仕様内容に関する問い合わせ先	公益財団法人東京都農林水産振興財団 東京都農林総合研究センター 園芸技術科 住所 東京都立川市富士見町3-8-1 電話 042-528-0664

仕 様 書

- 1 件 名 育苗ベンチの購入
- 2 納入場所 東京都立川市富士見町3-8-1
公益財団法人 東京都農林水産振興財団 立川庁舎 ビニールハウス
- 3 納入期限 令和9年2月26日
- 4 購入物品 アンクル固定ベンチ 9台
(参考品: アンクル固定ベンチ 渡辺パイプ株式会社 W1240×H650×L13000 ドブメッキ)

エキスパンドメタル 48枚
(参考品: エキスパンドメタル 渡辺パイプ株式会社 1220×2440 ドブメッキ)

レベラー 144個
(参考品: レベラー 渡辺パイプ株式会社 ドブメッキ)

※上記参考品は、参考として例示するものであり、指定するものではない。本仕様書に記載された規格・性能と同等の規格・性能を有する製品を選定すること。

- 5 規 格
 - (1) 1台が幅1240mm×高さ600mm以上700mm以下×長さ13000mmの連続したベンチであること
 - (2) 本体が金属製で、溶融亜鉛メッキ等、表面に腐食防止処理を施してあること
 - (3) 天板部分はエキスパンドメタル等の金網で、水捌けと通気性が確保されていること
 - (4) 使用場所までの運搬、搬入、組み立て、設置を実施すること
 - (5) ベンチ脚はアジャスター等を取り付け、ベンチを水平に設置できること
- 6 支払方法 納品検査完了後、適正な支払請求書を受理した日から30日以内に一括で支払うものとする。
- 7 その他
 - (1) 納品は、事前に担当職員に連絡した上で行うこと。
 - (2) 納品後、機器の使用方法について説明すること。
 - (3) 組立、設置、納品指導、使用方法説明、運搬費用等は契約額に含めること。
 - (4) 組立および設置に伴う光熱水費は財団の負担とする。
 - (5) 受託者は、必要に応じ搬入及び搬出時の養生を行い、作業終了後にはその撤去を行うこと。
また、設置作業による発生品は責任をもって引き取り、関係法令に基づき適切に処理すること。
 - (6) 本仕様書の解釈について疑義が生じた場合は、当財団と協議し決定する。
 - (7) 暴力団等排除に関する特約条項については、別に定めるところによる。
 - (8) 環境により良い自動車の利用について
本契約の履行に当たって自動車を利用し、又は利用させる場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）の規定に基づき、次の事項を遵守すること。
 - ① ディーゼル車規制に適合する自動車であること。
 - ② 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成4年法律第70号）の対策地域内で登録可能な自動車であること。なお、適合の確認のために、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写の提出を求められた場合には、速やかに提示又は提出すること。
 - (9) 本契約の履行において物品の調達にあたっては、東京都グリーン購入推進方針（別紙1）の事項に配慮すること。

8 連絡先

〒190-0013 東京都立川市富士見町3-8-1

公益財団法人東京都農林水産振興財団 東京都農林総合研究センター
園芸技術科花き研究チーム

TEL 042-528-0664

東京都グリーン購入推進方針

物品等の調達に当たっては、その必要性をよく考えた上で、価格・機能・品質だけでなく、環境への負荷ができるだけ少ないものを選択して購入することとする。

その際、可能な限り、原材料の採取から製品やサービスの生産、流通、使用、廃棄に至るまでのライフサイクルにおいて環境への負荷が少ないものを選択することが必要である。

特に、省エネルギーの徹底や再生可能エネルギーの利用等による脱炭素化の推進、サーキュラーエコノミーの推進に寄与する製品やサービスを積極的に選択することで、物品等の調達を通じ、全庁をあげて環境課題に対応していくことが重要である。

そこで、調達する各製品やサービスごとに、適正な価格・機能・品質を確保しつつ、以下の観点で他の製品等と比較して、相対的に環境負荷の少ないものを選択することとする。

<原材料の採取段階での環境配慮>

- ① 原材料の採取において資源の持続可能な利用に配慮されているもの
- ② 原材料が違法に採取されたものではないもの
- ③ 原材料の採取が保護価値の高い生態系に影響を与えていないなど、生物多様性の損失を引き起こしていないもの
- ④ 原材料の採取において環境汚染及び多量の温室効果ガスの排出を伴わないもの

<製造段階での環境配慮>

- ⑤ 再生材料（再生紙、再生樹脂等）を使用したもの
- ⑥ 余材、廃材（間伐材、小径材等）を使用したもの
- ⑦ 再生しやすい材料を使用したもの

<使用段階での環境配慮>

- ⑧ 使用時の資源やエネルギーの消費が少ないもの
- ⑨ 修繕や部品の交換・詰め替えが可能なもの
- ⑩ 梱包・包装が簡易なもの、又は梱包・包装材に環境に配慮した材料を使用したもの

<廃棄・リサイクル段階での環境配慮>

- ⑪ 分別廃棄やリサイクルがしやすい（単一素材、分離可能等）もの
- ⑫ 回収・リサイクルシステムが確立しているもの
- ⑬ 耐久性が高く、長期使用が可能なもの

<サービス提供時の環境配慮>

- ⑭ 省エネルギーの取組を徹底したもの
- ⑮ サービス提供時に必要な電力に再生可能エネルギーを利用するなど温室効果ガスの排出が少ないもの

<その他の環境配慮>

- ⑯ 製造・使用・廃棄等の各段階で、有害物質を使用又は排出しないもの
- ⑰ 製造・使用・廃棄等の各段階で、環境への負荷が大きい物質（温室効果ガス等）の使用、排出が少ないもの
- ⑱ 製造・使用・廃棄等の各段階で、生物多様性の損失を引き起こさないもの